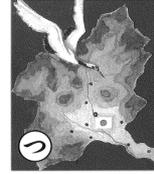




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年5月17日(火) 第10001号

目次

ページ

告 示		ページ
○土壌汚染対策法による区域指定 (環境保全課)		2
○土壌汚染対策法による区域指定の解除 (同)		2
○土壌汚染対策法による区域指定 (同)		2
○土壌汚染対策法による区域指定の解除 (同)		2
○家畜伝染病発生報告 (畜産課)		3
○道路の供用開始 (道路管理課)		3

■ 告 示

◎群馬県告示第143号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和4年5月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 邑楽郡大泉町いずみ一丁目3086番25の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第144号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和4年群馬県告示第143号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域について、当該指定を次のとおり解除する。

令和4年5月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 邑楽郡大泉町いずみ一丁目3086番25の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第145号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和4年5月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 邑楽郡大泉町いずみ一丁目3086番14の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

◎群馬県告示第146号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和4年群馬県告示第145号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域について、当該指定を次のとおり解除する。

令和4年5月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 邑楽郡大泉町いずみ一丁目3086番14の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第147号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和4年5月17日

群馬県知事 山本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所
豚熱	豚	患畜	4頭	令和4年4月22日	太田市
豚熱	豚	疑似患畜	3,033頭	令和4年4月22日	太田市

◎群馬県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月17日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	伊勢崎大胡線	前橋市泉沢町字向原1138番の5地先から同市同867番の1地先まで	令和4年5月17日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
 電話 027-223-1111